

社会福祉法人 白百合会 役員等報酬規程

最近改正 平成29年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白百合会（以下「当法人」という。）定款第6条第8項及び第8条並びに第21条の規定に基づき、役員（評議員選任・解任委員及び理事並びに監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対する報酬等は、次の各号による報酬等の区分に応じて支給するものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額を支給する。
- (2) 役員等が職務のため出張した時は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 役員等が会議等に出席した時は、交通費を支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- (2) 役員等が職務のため出張する時の旅費は、出張の前までに支給する。

(準用)

第4条 この規程は、利用者等の要望等への対応をする第三者委員の報酬に準用する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（役員等の報酬）

(1) 評議員

会議等の種別	1回の報酬
評議員会への出席	10,000円
上記以外の法人業務	10,000円

(2) 理事

会議等の種別	1回の報酬
理事会への出席	10,000円
上記以外の法人業務	10,000円

(3) 監事

会議等の種別	1回の報酬
監事監査等への出席	10,000円
上記以外の法人業務	10,000円

(4) 評議員選任・解任委員

会議等の種別	1回の報酬
委員会への出席	10,000円
上記以外の法人業務	10,000円